

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公開番号】特開2002-83200(P2002-83200A)

【公開日】平成14年3月22日(2002.3.22)

【出願番号】特願2000-270436(P2000-270436)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/60

【F I】

G 06 F 17/60 324

G 06 F 17/60 Z E C

G 06 F 17/60 302 E

G 06 F 17/60 330

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月21日(2004.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

特典を得るための又は特典そのものである特典情報を発行するシステムにおいて、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を前記ユーザに対して発行する特典情報発行手段とを備えることを特徴とする特典情報発行システム。

【請求項2】

広告に関する広告情報を発行するシステムにおいて、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を前記ユーザに対して発行する広告情報発行手段とを備えることを特徴とする広告情報発行システム。

【請求項3】

デジタルコンテンツを配信するシステムにおいて、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて特典を得るための又は特典そのものである特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を取得可能に前記デジタルコンテンツと関連付ける特典情報関連付け手段と、前記特典情報関連付け手段によって前記特典情報が関連付けられたデジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするデジタルコンテンツ配信システム。

【請求項4】

デジタルコンテンツを配信するシステムにおいて、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて広告に関する広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を閲覧可能に前記デジタルコンテンツと関連付ける広告情報関連付け手段と、前記広告情報関連付け手段によって前記広告情報

が関連付けられたディジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 5】

ディジタルコンテンツを配信するシステムにおいて、

ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて特典を得るための又は特典そのものである特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて広告に関する広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記ディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定してレイアウトを行うコンテンツレイアウト手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を取得可能に前記コンテンツレイアウト手段でレイアウトしたディジタルコンテンツと関連付ける特典情報関連付け手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を閲覧可能に前記コンテンツレイアウト手段でレイアウトしたディジタルコンテンツと関連付ける広告情報関連付け手段と、前記特典情報関連付け手段及び前記広告情報関連付け手段によって前記特典情報及び前記広告情報が関連付けられたディジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 6】

請求項 5 において、

複数のディジタルコンテンツを記憶したコンテンツ記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記コンテンツ記憶手段のなかから前記ディジタルコンテンツを選択するコンテンツ選択手段とを備え、

前記コンテンツレイアウト手段は、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記コンテンツ選択手段で選択したディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定してレイアウトを行うようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 7】

請求項 5 及び 6 のいずれかにおいて、

前記特典情報生成手段は、前記ディジタルコンテンツの配信回数に応じて前記特典情報を生成するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 8】

請求項 5 乃至 7 のいずれかにおいて、

前記ユーザ情報は、ユーザの興味又は嗜好に関する興味情報を含み、

前記特典情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の興味情報をに基づいて、ユーザの興味又は嗜好に適合した特典情報を生成するようになっており、

前記広告情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の興味情報をに基づいて、ユーザの興味又は嗜好に適合した広告情報を生成するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 9】

請求項 5 乃至 8 のいずれかにおいて、

前記ユーザ情報は、ユーザの希望地域に関する地域情報を含み、

前記特典情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の地域情報をに基づいてユーザの希望地域内で特典を得るための特典情報を生成するようになっており、

前記広告情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の地域情報をに基づいてユーザの希望地域に関する広告情報を生成するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 10】

請求項 5 乃至 9 のいずれかにおいて、

前記ユーザ情報は、ユーザの希望時期に関する時期情報を含み、

前記特典情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の時期情報をに基づいて現在から所定期間内で特典を得るための特典情報を生成するようになっており、

前記広告情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の時期情報をに基づいて現在から所定期

間内において有益な広告情報を生成するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 1 1】

請求項 5 乃至 10 のいずれかにおいて、

前記ユーザ情報は、ユーザの予定に関する予定情報を含み、

前記特典情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の予定情報に基づいて、ユーザの予定に関して最適であると思われる特典情報を生成するようになっており、

前記広告情報生成手段は、前記ユーザ情報記憶手段の予定情報に基づいて、ユーザの予定に関して最適であると思われる広告情報を生成するようになっていることを特徴とするディジタルコンテンツ配信システム。

【請求項 1 2】

特典を得るための又は特典そのものである特典情報を発行する特典発行プログラムを記憶した記憶媒体であって、

ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段を備えたコンピュータに対して、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を前記ユーザに対して発行する特典情報発行手段とで実現される処理を実行するためのプログラムを記憶したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 3】

広告に関する広告情報を発行する広告情報発行プログラムを記憶した記憶媒体であって、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段を備えたコンピュータに対して、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を前記ユーザに対して発行する広告情報発行手段とで実現される処理を実行するためのプログラムを記憶したコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 1 4】

特典を得るための又は特典そのものである特典情報を発行するコンテンツ配信端末において、

ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を前記ユーザに対して発行する特典情報発行手段とを備えることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項 1 5】

広告に関する広告情報を発行するコンテンツ配信端末において、

ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を前記ユーザに対して発行する広告情報発行手段とを備えることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項 1 6】

ディジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、

ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて特典を得るための又は特典そのものである特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を取得可能に前記ディジタルコンテンツと関連付ける特典情報関連付け手段と、前記特典情報関連付け手段によって前記特典情報が関連付けられたディジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項 1 7】

ディジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、

ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて広告に関する広告情報を生成する広告情報生成

手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を閲覧可能に前記ディジタルコンテンツと関連付ける広告情報関連付け手段と、前記広告情報関連付け手段によって前記広告情報が関連付けられたディジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【請求項 1 8】

ディジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、

ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて特典を得るための又は特典そのものである特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて広告に関する広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記ディジタルコンテンツの出力レイアウトを決定してレイアウトを行うコンテンツレイアウト手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を取得可能に前記コンテンツレイアウト手段でレイアウトしたディジタルコンテンツと関連付ける特典情報関連付け手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を閲覧可能に前記コンテンツレイアウト手段でレイアウトしたディジタルコンテンツと関連付ける広告情報関連付け手段と、前記特典情報関連付け手段及び前記広告情報関連付け手段によって前記特典情報及び前記広告情報が関連付けられたディジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備えることを特徴とするコンテンツ配信端末。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

ここで、ユーザ情報記憶手段は、ユーザ情報をあらゆる手段でかつあらゆる時期に記憶するものであり、ユーザ情報をあらかじめ記憶してあるものであってもよいし、ユーザ情報をあらかじめ記憶することなく、本システムの動作時に外部からの入力等によってユーザ情報を記憶するようになっていてもよい。以下、請求項2記載の広告情報発行システム、請求項3、4および5記載のディジタルコンテンツ配信システム、並びに請求項14ないし18記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

また、特典情報の発行は、ユーザに配信することにより行ってもよいし、ユーザがユーザ端末からアクセスして取得できるように、ユーザ端末が通信可能な端末の記憶手段に格納することにより行ってもよい。以下、請求項14記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

ここで、広告情報の発行は、ユーザに配信することにより行ってもよいし、ユーザがユーザ端末からアクセスして取得できるように、ユーザ端末が通信可能な端末の記憶手段に格納することにより行ってもよい。以下、請求項15記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0032**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0032】**

ここで、特典情報は、デジタルコンテンツと関連付いていればよく、その関連づけは、例えば、特典情報をデジタルコンテンツに添付することにより行ってもよいし、特典情報を取得可能な参照情報（例えば、URL（Uniform Resource Locator））をデジタルコンテンツに添付することにより行ってもよい。以下、請求項5記載のデジタルコンテンツ配信システム、並びに請求項16および18記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0035**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0035】**

ここで、広告情報は、デジタルコンテンツと関連付いていればよく、その関連づけは、例えば、広告情報をデジタルコンテンツに添付することにより行ってもよいし、広告情報を閲覧可能な参照情報（例えば、URL）をデジタルコンテンツに添付することにより行ってもよい。以下、請求項5記載のデジタルコンテンツ配信システム、並びに請求項17および18記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0038**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0038】**

ここで、出力レイアウトには、デジタルコンテンツを画面上に表示する場合の表示レイアウト、またはデジタルコンテンツを紙面上に印刷する場合の印刷レイアウトが含まれる。以下、請求項18記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正8】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0039**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0039】**

また、特典情報を生成するために用いる指定情報、広告情報を生成するために用いる指定情報および出力レイアウトを決定するために用いる指定情報は、同一の情報であってもよいし、それぞれ異なる情報であってもよい。ユーザにとって必要性の高い特典情報および広告情報を提供するという観点からは、それら指定情報は、それぞれ異なる情報であることが好ましい。以下、請求項18記載のコンテンツ配信端末において同じである。

【手続補正9】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0063**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0063】**

このような構成であれば、記憶媒体に記憶された広告情報発行プログラムがコンピュータ

によって読み取られ、読み取られたプログラムに従ってコンピュータが処理を実行したときは、請求項2記載の広告情報発行システムと同等の作用が得られる。

一方、上記目的を達成するために、本発明に係る請求項14記載のコンテンツ配信端末は、特典を得るためのまたは特典そのものである特典情報を発行するコンテンツ配信端末において、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を前記ユーザに対して発行する特典情報発行手段とを備える。

このような構成であれば、請求項1記載の特典情報発行システムと同等の作用が得られる。

さらに、本発明に係る請求項15記載のコンテンツ配信端末は、広告に関する広告情報を発行するコンテンツ配信端末において、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を前記ユーザに対して発行する広告情報発行手段とを備える。

このような構成であれば、請求項2記載の広告情報発行システムと同等の作用が得られる。

さらに、本発明に係る請求項16記載のコンテンツ配信端末は、デジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて特典を得るためのまたは特典そのものである特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を取得可能に前記デジタルコンテンツと関連付ける特典情報関連付け手段と、前記特典情報関連付け手段によって前記特典情報が関連付けられたデジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備える。

このような構成であれば、請求項3記載のデジタルコンテンツ配信システムと同等の作用が得られる。

さらに、本発明に係る請求項17記載のコンテンツ配信端末は、デジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて広告に関する広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を閲覧可能に前記デジタルコンテンツと関連付ける広告情報関連付け手段と、前記広告情報関連付け手段によって前記広告情報が関連付けられたデジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備える。

このような構成であれば、請求項4記載のデジタルコンテンツ配信システムと同等の作用が得られる。

さらに、本発明に係る請求項18記載のコンテンツ配信端末は、デジタルコンテンツを配信するコンテンツ配信端末において、ユーザによる指定情報を含むユーザ情報を記憶するためのユーザ情報記憶手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて特典を得るためのまたは特典そのものである特典情報を生成する特典情報生成手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて広告に関する広告情報を生成する広告情報生成手段と、前記ユーザ情報記憶手段の指定情報に基づいて前記デジタルコンテンツの出力レイアウトを決定してレイアウトを行うコンテンツレイアウト手段と、前記特典情報生成手段で生成した特典情報を取得可能に前記コンテンツレイアウト手段でレイアウトしたデジタルコンテンツと関連付ける特典情報関連付け手段と、前記広告情報生成手段で生成した広告情報を閲覧可能に前記コンテンツレイアウト手段でレイアウトしたデジタルコンテンツと関連付ける広告情報関連付け手段と、前記特典情報関連付け手段および前記広告情報関連付け手段によって前記特典情報および前記広告情報が関連付けられたデジタルコンテンツを前記ユーザに対して配信するコンテンツ配信手段とを備える。

このような構成であれば、請求項5記載のデジタルコンテンツ配信システムと同等の作用が得られる。

【手続補正10】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0070**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0070】**

インターネット199には、図1に示すように、デジタルコンテンツを提供する複数のコンテンツ提供端末S₁～S_nと、コンテンツ提供端末S₁～S_nから提供されたデジタルコンテンツを収集蓄積して配信するコンテンツ配信端末100と、ユーザの利用に供するユーザ端末200とが接続されている。なお、発明の理解を容易にするため、ユーザ端末200を一台しか図示していないが、実際には、複数のユーザ端末がインターネット199に接続されている。

【手続補正11】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0144**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0144】**

コンテンツ配信端末100では、配信開始要求を受信すると、ステップS100～S120を経て、これまでに受信したコンテンツの指定、ユーザID等および出力レイアウト等の指定がユーザプロファイルテーブル300に登録される。このとき、コンテンツの指定は、カテゴリNo.対応テーブル340を参照してカテゴリNo.として登録され、出力レイアウトの指定は、レイアウトNo.対応テーブル330を参照してレイアウトNo.として登録される。

【手続補正12】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0166**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0166】**

さらに、本実施の形態では、コンテンツ配信端末100は、デジタルコンテンツを複数記憶したコンテンツ登録DB42を備え、カテゴリNo.およびそれに対応するレイアウト定義ファイルをユーザ情報登録DB40から読み出し、読み出したカテゴリNo.に基づいて、コンテンツ登録DB42のなかからデジタルコンテンツを選択し、読み出したレイアウト定義ファイルに基づいて、選択したデジタルコンテンツ、クーポン情報および広告情報について出力レイアウトを決定してレイアウトを行うようになっている。

【手続補正13】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0170**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0170】**

上記実施の形態において、クーポン情報は、請求項1、3、5、8ないし12、14、16または18記載の特典情報に対応し、カテゴリ情報は、請求項8記載の興味情報に対応し、ユーザ情報登録DB40は、請求項1ないし6、8ないし18記載のユーザ情報記憶手段に対応し、コンテンツ登録DB42は、請求項6記載のコンテンツ記憶手段に対応している。また、ステップS204、S206は、請求項6記載のコンテンツ選択手段に対応し、ステップS208、S210は、請求項1、3、5、8ないし12、14、16または18記載の特典情報生成手段に対応し、ステップS212、S214は、請求項2、4、5、8ないし11、13、15、17または18記載の広告情報生成手段に対応して

いる。また、ステップ S 216～S 220 は、請求項 5 または 18 記載のコンテンツレイアウト手段に対応し、ステップ S 220 は、請求項 3、4、16 若しくは 17 記載の特典情報関連付け手段、または請求項 3、4、16 若しくは 17 記載の広告情報関連付け手段に対応し、ステップ S 228 は、請求項 1、12 若しくは 14 記載の特典情報発行手段、請求項 2、13 若しくは 15 記載の広告情報発行手段、または請求項 3、4、5、16、17 若しくは 18 記載のコンテンツ配信手段に対応している。

【手続補正 14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0192

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0192】

一方、本発明に係る請求項 13 記載の広告情報発行プログラムを記憶した記憶媒体によれば、請求項 2 記載の広告情報発行システムと同等の効果が得られる。

一方、本発明に係る請求項 14 記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項 1 記載の特典情報発行システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項 15 記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項 2 記載の広告情報発行システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項 16 記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項 3 記載のディジタルコンテンツ配信システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項 17 記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項 4 記載のディジタルコンテンツ配信システムと同等の効果が得られる。

さらに、本発明に係る請求項 18 記載のコンテンツ配信端末によれば、請求項 5 記載のディジタルコンテンツ配信システムと同等の効果が得られる。